

確認申請等手数料免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号。以下「条例」という。）第60条の18の規定による手数料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除の対象事由)

第2条 手数料の免除は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 国または地方公共団体その他公共的団体が建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第6項または第7項に規定する仮設興行場等の建築をしようとする場合
- (2) 国または地方公共団体その他公共的団体が建築基準法第87条の3第6項または第7項に規定する興行場等または特別興行場等として使用する場合
- (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定に基づき指定された激甚災害により被災した建築物を罹災後2年以内に被災者が建築または大規模の修繕もしくは大規模の模様替をしようとする場合
- (4) 市長が前3号に準ずると認めた場合

(免除の対象)

第3条 免除の対象となる手数料は、条例第60条の12から第60条の17までに規定する手数料のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第60条の12の規定による確認申請等手数料
- (2) 条例第60条の14の規定による完了検査申請等手数料
- (3) 条例第60条の16の規定による中間検査申請等手数料
- (4) 条例第60条の17第1号の規定による仮使用の認定申請手数料
- (5) 条例第60条の17第40号の規定による仮設興行場等の建築許可申請手数料
- (6) 条例第60条の17第41号の規定による仮設興行場等の建築許可申請手数料
- (7) 条例第60条の17第55号の規定による興行場等としての使用許可申請手数料
- (8) 条例第60条の17第56号の規定による特別興行場等としての使用許可申請手数料

(免除申請)

第4条 手数料の免除を受けようとする者は、別記様式1の申請書により、市長に申請するものとする。

(免除申請書の添付書類)

第5条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第2条第1号または第2号に該当する場合にあっては、市の関係部局長等による副申書
- (2) 第2条第3号に該当する場合にあっては、り災証明書または固定資産税・都市計画税減免取扱要綱（昭和61年4月18日制定）第7条の規定に基づく減免決定通知書（同要綱別表1第51条第1項第3号の項の規定に該当して家屋が減免の対象となったものに限る。）の写し
- (3) 第2条第4号に該当する場合にあっては、市長が必要と認める書類

(免除の決定通知)

第6条 手数料を免除することとした場合には、別記様式2により申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年９月２５日から施行する。

附 則（令和３年１２月１３日決裁）

この要綱は、令和３年１２月１３日から施行し、改正後の規定は、令和元年６月２５日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年９月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

函 都 行
年 月 日

様

函館市長

確認申請等手数料の免除について（通知）

年 月 日付けで申請のありました下記の建築物に係る確認申請等手数料について、免除することとしましたので通知します。

記

1. 建築物の概要

- (1) 敷地の位置
- (2) 主要用途
- (3) 延べ面積

2. 免除する手数料

(都市建設部建築行政課)